

人材を確保したい滋賀県内の企業の皆様へ

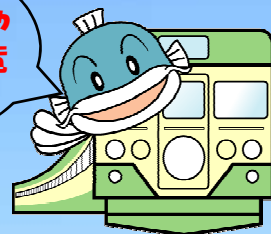
## 移住支援金の対象法人を募集します！

### 移住支援金とは…

東京圏から滋賀県の対象市町に移住し、対象法人の求人に応募・新規就業した方に移住支援金(世帯100万円、単身60万円)を移住先市町が支給する制度です。

※詳しい要件は裏面をご確認ください。

対象法人登録の手続や  
問合せ先は裏面をご覧  
ください！



### 移住支援金対象法人のメリット

#### ○ 無料で求人掲載

移住支援金対象求人として、滋賀県が運営するマッチングサイト「WORKしが」や民間求人サイト3社(スタンバイ、求人ボックス、バイトルNEXT)に無料で求人掲載が可能です。

#### ○ 移住検討者へ企業・求人情報の発信

東京にある「しがIJU相談センター」や滋賀にある「しがジョブパーク」に相談した移住検討者に向けて、企業・求人情報を発信できます。

#### ○ 厚生労働省の中途採用等支援助成金(UIJターンコース)の利用

移住支援金の受給者を採用された場合に採用活動に要した経費に対して助成金を受けていただける場合があります。※詳しい内容は右のQRコードからご確認ください。



### 対象法人の主な要件

- (1) 滋賀県内に事業所等を有すること(県内企業であること。)
- (2) 官公庁等でないこと。
- (3) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(知事が特別に認める法人を除く。)でないこと。
- (4) みなし大企業でないこと(ただし、上記(3)の知事が特別に認める法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。)
- (5) 本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人であること。ただし、本社所在地が条件不利地域以外の東京圏にある場合であっても、勤務地域限定型社員(東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人は対象とする。
- (6) 雇用保険の適用事業主であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

## 登録等の手続の流れ

(1) 移住支援金対象法人に係る登録申請書をメールで滋賀県に提出

<申請書等掲載ページ>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/308826.html>

(2) 滋賀県が対象法人の登録

(3) 「WORKしが」に求人登録

(4) 「WORKしが」での求人公開

(5) 移住者が公開された求人に応募・就業

**まずは、滋賀県ホームページから  
登録申請書をダウンロードし、滋賀県に  
メールで提出してください。**



滋賀県HP  
QRコード



※厚生労働省が実施する「中途採用等支援助成金（U・Iターンコース）」では、移住支援事業でのマッチングが成立した場合、採用活動に要した費用の額に応じて助成金が支給されます。

詳細につきましては、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局にお問合せください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

## 移住・就業者の主な要件

### ◇(1) 移住に関する要件

・次のア・イのいずれかに該当する方。

ア 移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住していた方。

イ 移住直前の10年間で通算5年以上東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区へ通勤していた方。

・県内の対象市町（彦根市、長浜市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町）へ移住し、移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。

・移住先の市町に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している方。

### (2) 就業に関する要件

・移住支援金の対象求人として都道府県のマッチングサイトに掲載された求人に応募し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方。

・申請時に連続して3か月以上在職している方。

・申請日から5年以上継続して就業する意思を有している方。

※3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業は対象外です。

※世帯での申請の場合は、別途要件があります。

<東京圏>

東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県

<条件不利地域>

・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

◆詳細については、滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/304820.html>)

をご参照ください。



### 【お問合せ先および申請先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室  
大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）

TEL：077-528-3758 Email：fe0004@pref.shiga.lg.jp

